

# 宮崎県道路位置指定申請手続の手引

令和3年11月

## 目 次

第 1	事前協議	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 2	築造工事の完了報告	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 3	位置指定申請書、添付図書及び記載事項	・ ・ ・ ・ ・ 2
第 4	道に関する基準	・ ・ ・ ・ ・ 5
第 5	道路位置指定の申請書に添付を要する図面及び書類等	・ ・ ・ ・ ・ 14

## 第1 事前協議

道路位置指定を受けようとする者は、道を築造する前に、あらかじめその計画内容について協議を行わなければならない。

### 1 事前協議書の提出

事前協議にあたっては、道路位置指定にかかる事前協議書正副2部を作成し、西臼杵支庁又は土木事務所（以下「土木事務所等」という。）に提出すること。

### 2 現地調査

必要に応じ申請者又は代理者及び関係市町の立会いのもと現地調査を行う。

### 3 開発行為に該当しないことの確認

都市計画法第29条第1項の規定による開発許可の要否について、事前に許可権者と協議するよう努めること。

### 4 事前協議の終了

道の築造計画が建築基準法その他関係法令に適合すると認めたときは、事前協議書の副本を添えて事前協議が終了した旨の通知を交付する。

### 5 事前協議書の再提出

事前協議が終了した旨の通知があったときから、翌年度末までに工事が完了しない場合、改めて事前協議が必要となる。なお、内容に変更がある場合は、事前協議書を再度提出しなければならない。

（※ 経年による道路形状の変更、所有者等の変更を再度確認するため。）

## 第2 築造工事の完了報告

築造工事が完了したときは、土木事務所等に報告しなければならない。

### 1 現地確認

築造主から完了報告を受けた場合において、土木事務所等の担当職員は、関係者の立会いの上、現地の確認を行うものとする。現地確認の結果、事前協議書と異なる部分が生じている場合には、協議を行わなければならない。

### 2 位置指定の申請

現地確認の結果、事前協議書のとおり築造されていると判断された場合には、すみやかに

道路位置指定の申請書を土木事務所等に提出するものとする。

### 第3 位置指定申請書、添付図書及び記載事項

道路位置指定の申請書並びに添付する図面及び書類は、次により作成するものとする。

#### 1 申請書（別添 細則 様式第15号）

次の事項を記入したものであること。

- (1) 申請者（指定を受けようとする道を築造する者または指定を受ける道となる土地の所有者であって、指定後の道路の維持管理について責任を負う者とする。）
- (2) 代理人（委任状（文例5）により委任を受けた者）
- (3) 申請に関する道路部分の地名地番（里道、水路等の公有地を含む場合は「～番地先里道（水路）」などその旨を記入する。）
- (4) 申請に関する宅地部分の地名地番及び関係土地の地名地番
- (5) 申請に関する道路の概要（幅員、延長、隅切り長さ、側溝の幅）（※）
- (6) 申請に関する道路部分の面積（※）
- (7) 申請に関する関係土地の面積（※）
- (8) 申請に関する敷地の合計の面積（※）
- (9) 申請理由

※ 各数値の表記について、単位はメートル若しくは平方メートル（小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位まで）とする。

#### 2 附近見取図（S：1／2500程度）

都市計画図等を転写し、方位、道路及び申請地附近の目印となる物件（学校、スーパー、駅、ビル名等）を記入したものであること。

#### 3 公図（S：1／600程度）

法務局備え付けの公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。）を転写し、指定を受けようとする部分を色分けし、図面余白に転写した法務局名、転写した年月日並びに転写した者の住所及び氏名を記載したものであること。

#### 4 地籍図（実測図）（S：1／100～1／500程度）

次の事項を記入したものであること。

- (1) 縮尺及び方位
- (2) 指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員
- (3) 土地の境界、地番及び地目
- (4) 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名
- (5) 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置
- (6) 土地の高低差

(7) 計画敷地のすべての面積算定に必要な辺の長さ及び面積

(8) その他形上特記すべき事項

## 5 敷地計画図 (S : 1 / 100 ~ 1 / 500 程度)

次の事項を記入したものであること。

(1) 指定を受けようとする道路の位置、構造及び勾配

(2) 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割り、宅地の地盤の高さ並びに擁壁の位置及びその構造

(3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置 (都市計画道路を含む。)

(4) 計画敷地の周辺の地形及び地物

## 6 排水計画図 (S : 1 / 100 ~ 1 / 500 程度)

指定を受けようとする道路、計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びに排水の処理方法を記入したものであること。

なお、この場合、図面は上記5の図面を使用してさしつかえない。

## 7 道路横断面図 (S : 1 / 50 以上)

指定を受けようとする道路の幅員、勾配及び側溝の各寸法 (内法巾、深さ、厚さ等) を記入し、各道路幅員別に作図したものであること。

## 8 道路縦断面図 (縮尺任意)

指定を受けようとする道路別に、その道路の延長、高低差及び勾配を記入したものであること。

## 9 高低測量図 (S : 1 / 200 程度)

等高線 (2メートル以下の標高差を示すものとする。) 及び計画敷地境界線、指定を受けようとする道路の位置、既存道路の位置等を記入したものであること。

なお、この場合、上記5の図面を使用してさしつかえない。

## 10 承諾書

(1) 所有者又は権利者

指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者 (以下「土地の所有者等」という。) の承諾を得た上で押印したもの (様式2) であること。

なお、「権利の種類」の欄は、所有権、借地権、地役権、抵当権等を記入すること。

(2) 道を管理する者

申請に係る道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう、将来にわたり管理する者 (以下「道の管理者」という。) の承諾を得た上で押印したもの (様式3) であること。

## 11 印鑑登録証明書

申請者、土地の所有者等及び道の管理者の印については、印鑑登録証明書を添付すること。  
なお、この印鑑登録証明書は、申請書受理日前3か月以内に取得したものであること。

## **12 登記簿謄本**

道路の敷地となる土地の分筆登記を行い、地目を公衆用道路として登記した登記簿謄本を添付すること。

なお、この登記簿謄本は、申請書受理日前3か月以内に取得したものであること。

## **13 関係法令に基づく許可書等**

里道及び水路等の使用、廃止又は変更を伴うときは、当該里道及び水路等の管理者の承諾書又は許可書の写しを添付すること。

## **14 委任状**

申請者から道路位置指定の手続きの委任を受けた者が、当該申請を行う場合は委任状（文例5）を添付すること。

## **15 写真**

指定を受けようとする道路の全体的な形態、起点、隅切り、屈折点、転回広場、終点等の形状及び寸法がわかる写真を添付すること。

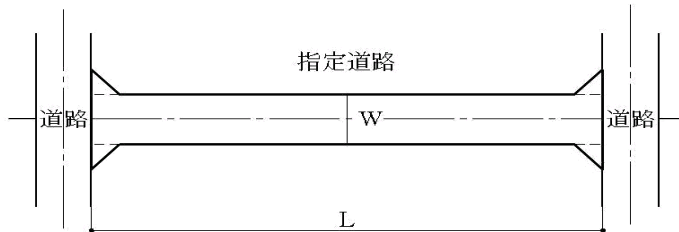
## **16 その他土木事務所長等が必要と認めた書類**

## 第4 道に関する基準

指定を受けようとする道（以下「指定道路」という。）に関する基準は、建築基準法施行令第144条の4によるものとし、以下にその取扱い基準を示す。

### 1 令第144条の4第1号関係

(1) 両端が他の道路に接続したものの



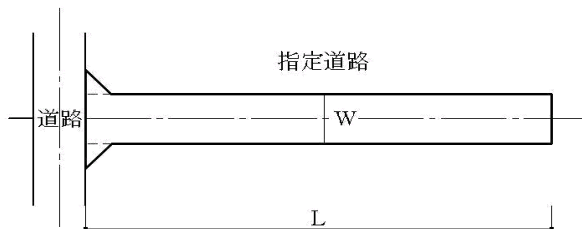
凡例  
W は幅員

$W \geq 4 \text{ m}$   
L は任意

(2) 袋路状道路とすることができるもの（令第144条の4第1号イ関係）

ア その一端のみが他の道路に接続したものの

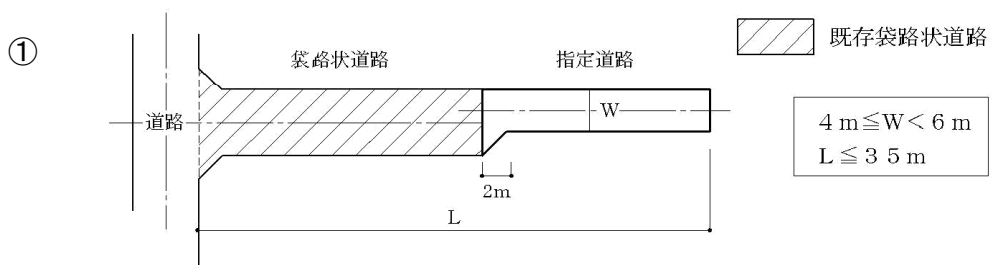
(ア) 延長が35m以下のもの



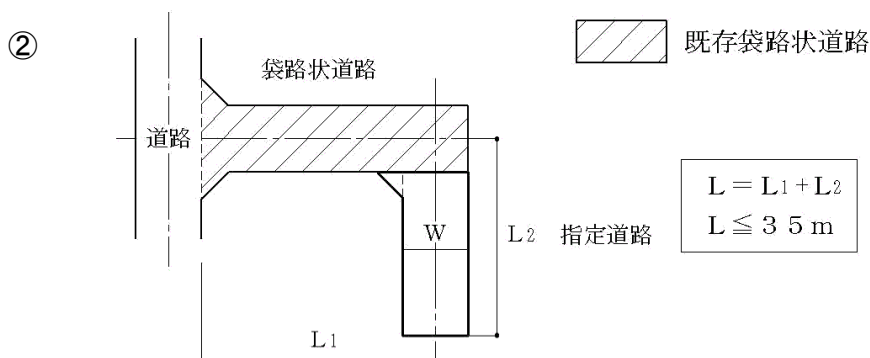
$4 \text{ m} \leq W < 6 \text{ m}$   
 $L \leq 35 \text{ m}$

(イ) 既存袋路状道路に接続する場合の延長

a 既存袋路状道路の幅員が4m以上6m未満



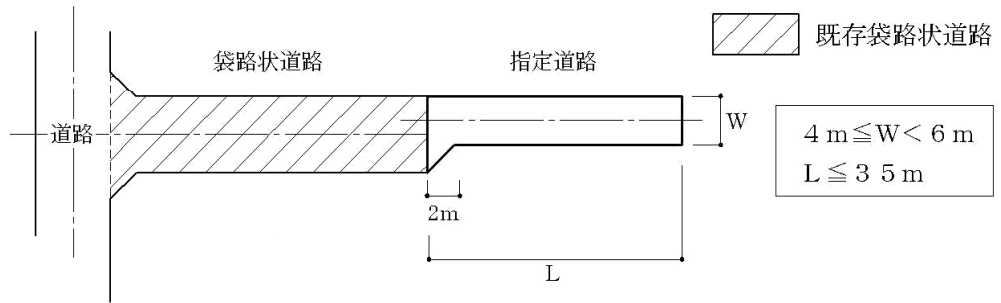
$4 \text{ m} \leq W < 6 \text{ m}$   
 $L \leq 35 \text{ m}$



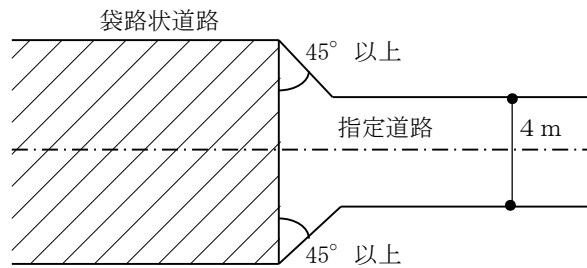
$L = L_1 + L_2$   
 $L \leq 35 \text{ m}$

b 既存袋路状道路の幅員が6 m以上

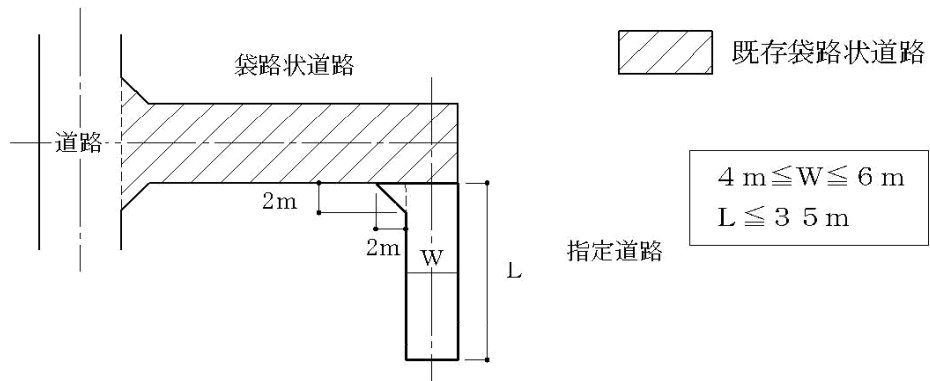
①



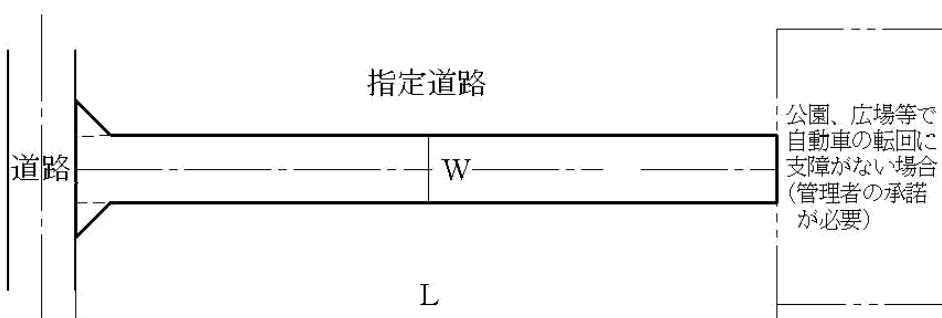
※ 既存袋路状道路と指定道路の幅員が異なる場合は、原則として隅切りを設ける。



②

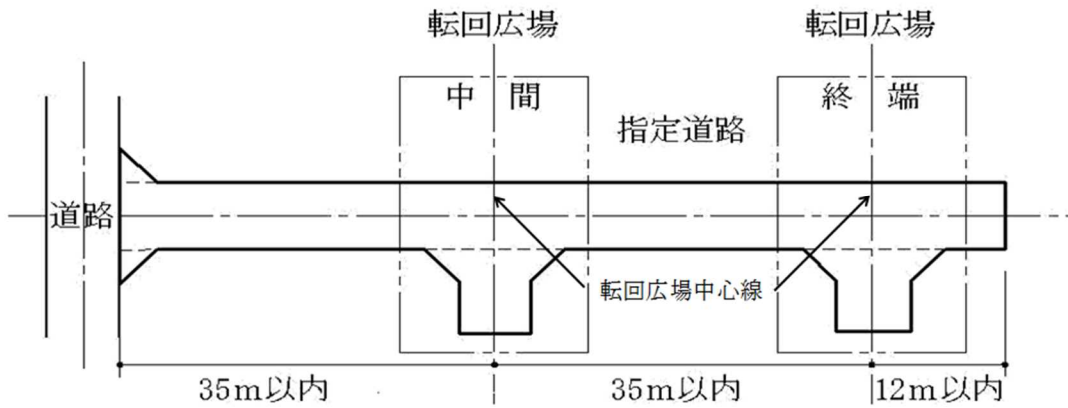


イ 終端が自動車の転回に支障がないものに接続している場合（令144条の4第1号ロ関係）





ウ 延長 35mを越える場合で、自動車の転回広場が設けられている場合（令第 144 条の 4 第 1 号ハ関係）

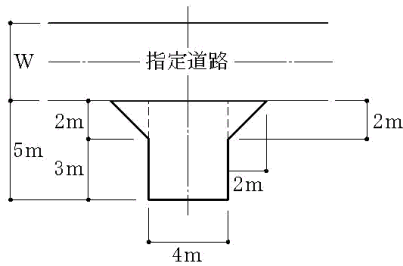


※自動車の転回広場（昭和 45 年建設省告示第 1837 号）

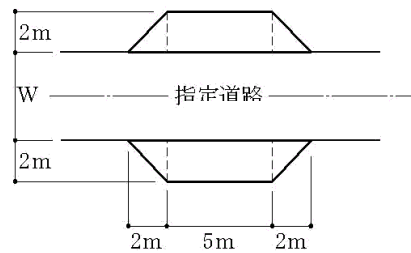
例示(指定道路の幅員が 4 m 以上 6 m 未満の場合)

(ア) 中間に設けるもの

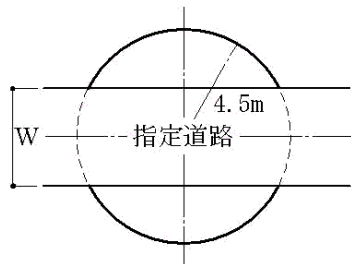
①



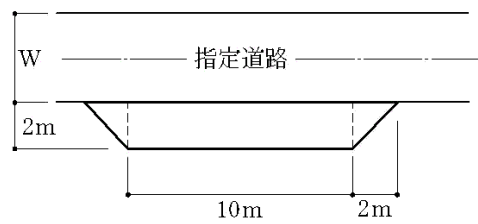
②



③

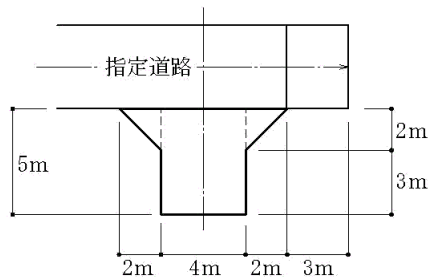


④

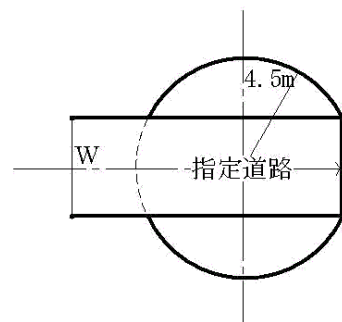


(イ) 終端に設けるもの

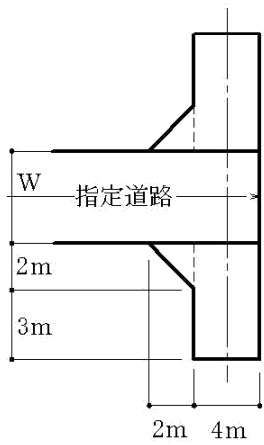
①



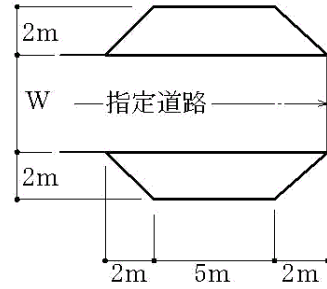
②



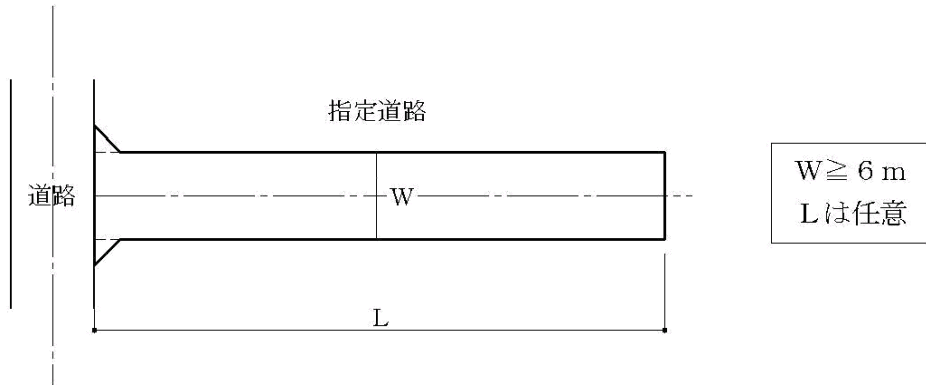
③



④



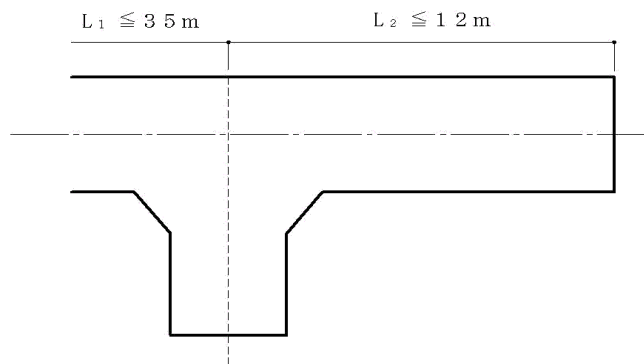
エ 幅員 6 m 以上の場合(令第 144 条の 4 第 1 号ニ関係)



オ アからエまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合(令第 144 条の 4 第 1 号ホ関係)

(ア) 認められる場合の例 (終端の転回広場より延長を許容する長さ)

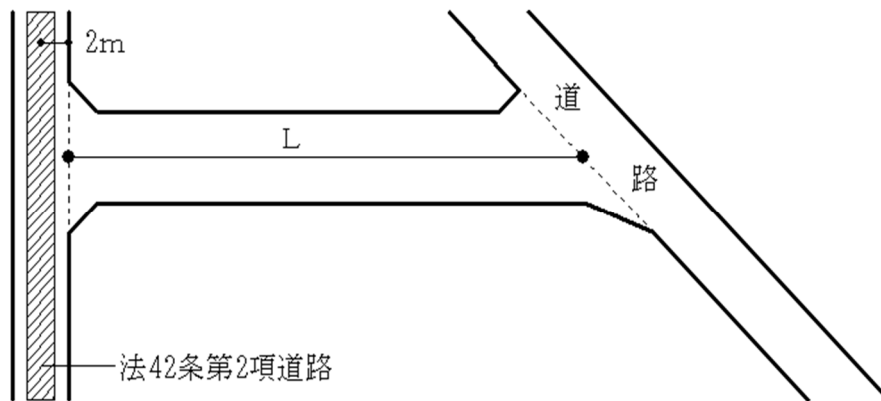
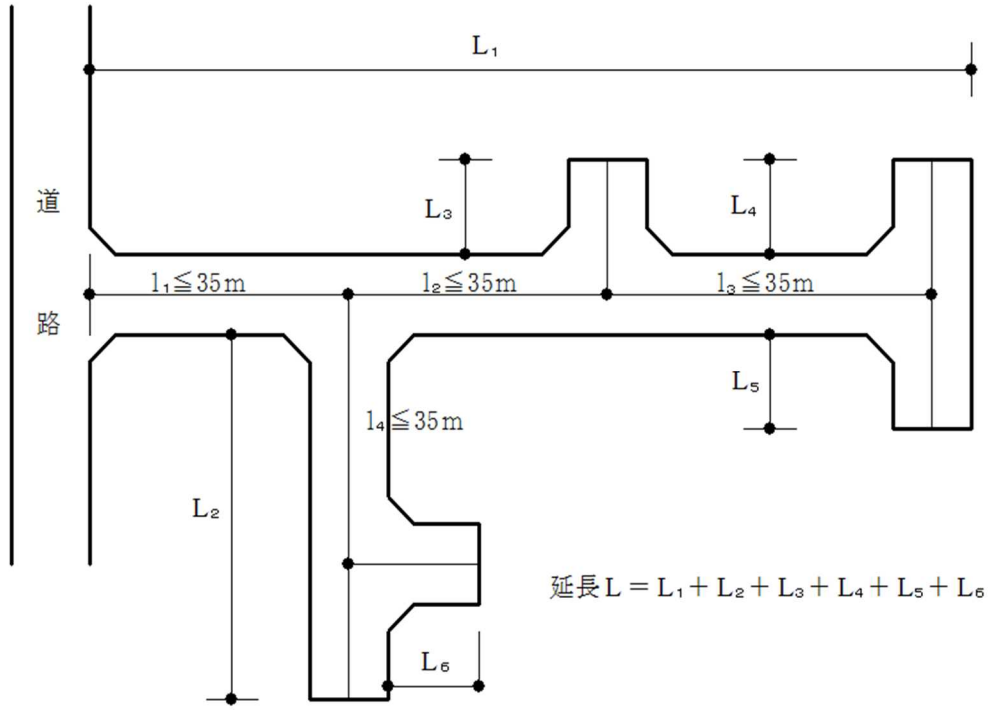
a 緊急車両等の通行を妨げるおそれなく終端に接道する敷地がない場合は、転回広場中心線から 12 m まで延長を伸ばすことができる。



(3) 延長の計測等

ア 指定道路の延長

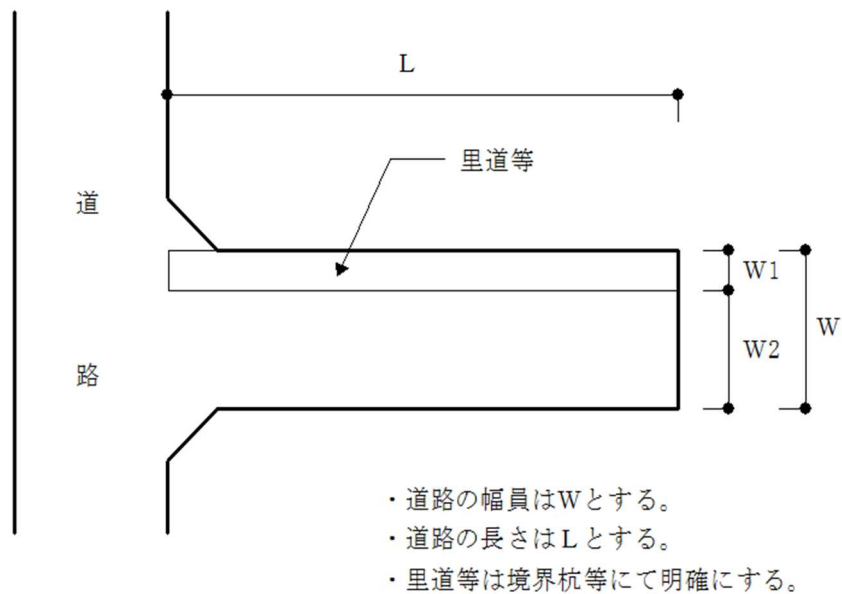
指定道路の延長は、道路の屈曲するごとにその接続点から道路の中心線で計測する。



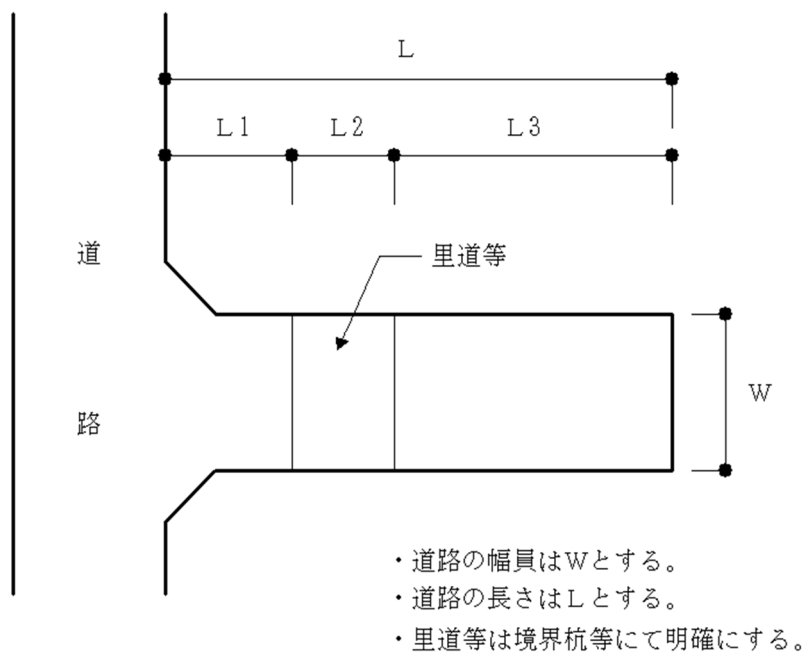
イ 指定道路に里道等を含む場合

指定道路に里道及び水路が含まれるときは、当該部分を指定道路の延長及び幅員に算入する。

(ア) 縦断する場合

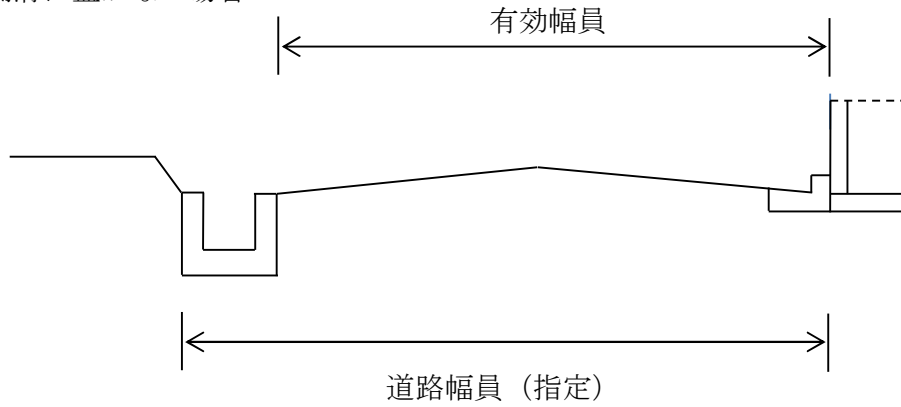


(イ) 横断する場合

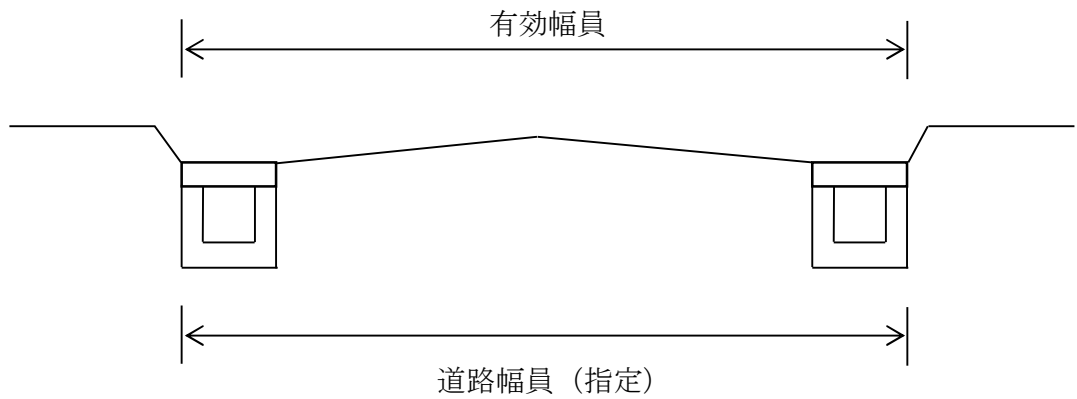


(4) 道路幅員の取り方

ア 側溝に蓋がない場合

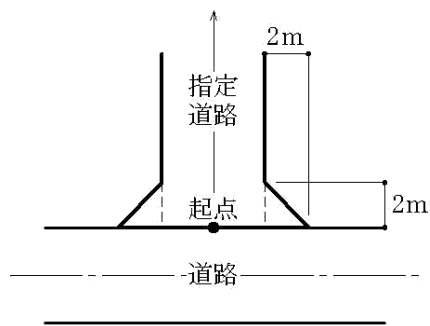


イ 側溝に蓋がある場合

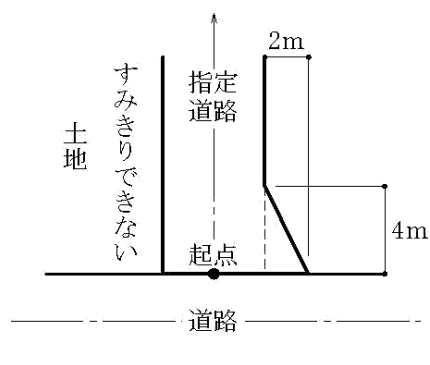


2 令第144条の4第2号関係 (隅切り)

(1) 両側隅切り (原則)

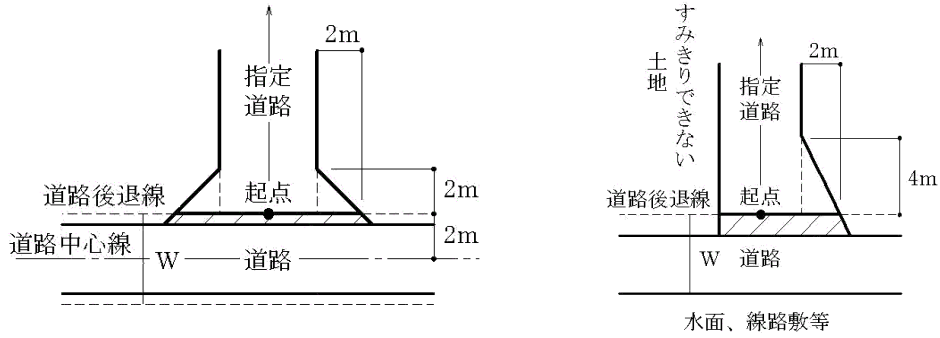


(2) 片側隅切り (隅切りできない場合)



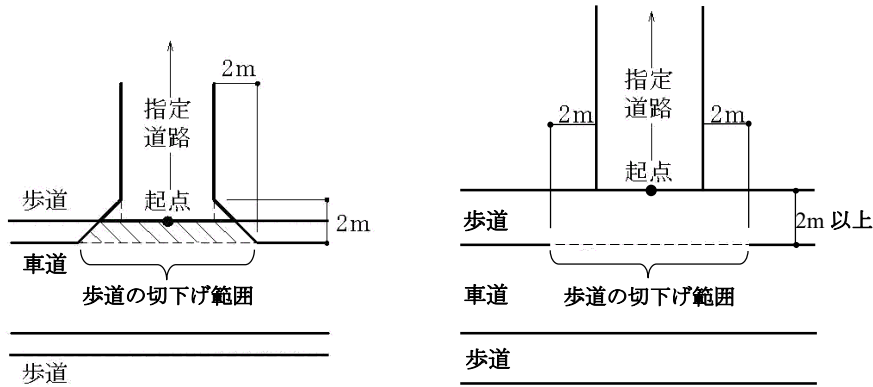
(3) 特殊な場合

① 法第 42 条 2 項に規定する道路に接続する場合



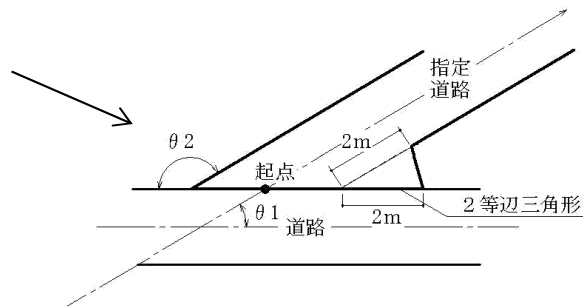
② 歩道付の道路に接続する場合

※ 道路の切下げ範囲については、道路管理者との協議により視野角が十分に確保され、安全上支障がないと判断できる場合は、この基準によらないことができる。

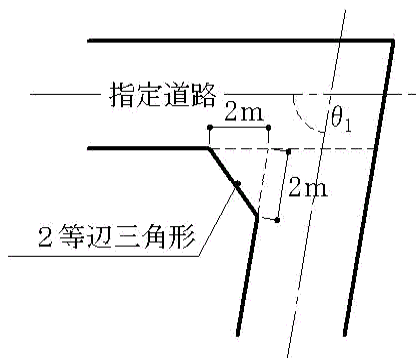


③ 他の道路に  $\theta_1 \leq 120^\circ$  で接続する場合

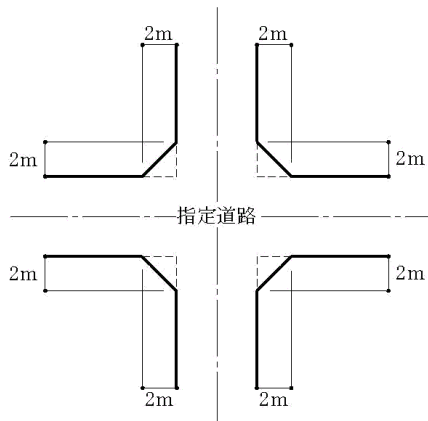
※  $\theta_2 > 120^\circ$  の場合  
隅切り不要



④ 指定道路が  $\theta_1 \leq 120^\circ$  で折れ曲がる場合



⑤ 指定道路が交差する場合



⑥ 見通しが悪い交差点の場合

現に見通しが悪い交差点または見通しが悪くなる恐れがある交差点には、カーブミラーを設置するなど、交通上の安全措置を講ずること。なお、必要に応じ道路管理者と協議を行うこと。

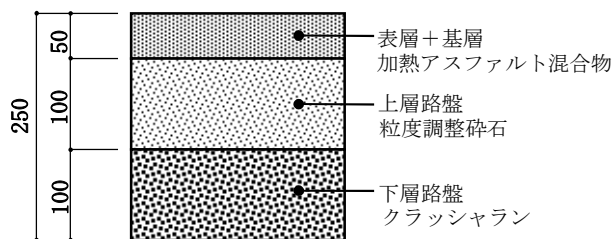
3 令第 144 条の 4 第 3 号関係（表面の仕上げ）

アスファルト舗装又はコンクリート舗装等ぬかるみとならないものとする。

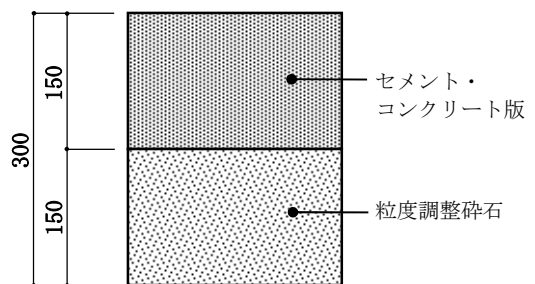
なお、勾配の急な指定道路部分（縦断勾配 9 %以上の部分）には、舗装にすべり止めの処理を施すことが望ましい。

舗装の標準例

アスファルト舗装



コンクリート舗装



4 令第 144 条の 4 第 4 号関係（縦断勾配）

縦断勾配が 12%以下で、かつ、階段状にしないこと。

ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

5 令第 144 条の 4 第 5 号関係（排水施設）

道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けること。

側溝の有効幅は、雨水流量計算に基づいて排水上支障がないことを確かめた場合を除き、道の両側に設けるものにあつてはそれぞれ 240mm 以上とし、片側に設けるものにあつては 300mm 以上とすること。

道路側溝の流末処理は、接続先の道路側溝、河川等の管理者と協議し、適切な排水先に接続すること。

側溝の蓋は、車両の通行に耐えられる構造とすること。

6 細則第 15 条関係（境界の標示）

指定道路の道路、転回広場及び隅切り部分は、標示杭、側溝等の構造物、縁石、金属プレート等で耐久性のある構造又は材料により、位置・形状を標示すること。

7 法 88 条関係（路肩、法面等の構造）

道路と周辺地盤に高低差がある場合は、擁壁を設置するなど安全対策を講じること。なお、土質に応じた法勾配が確保できる場合はこの限りでない。また、2m を超える擁壁の設置にあつては、宅地外への設置であっても工作物の確認申請を行うこと。

補強コンクリートブロックは、あくまで塀をつくる材料であり、擁壁としての使用は認められていない。このため、土留めとして使用する場合における安全性の確保については、十分注意すること。



## 第5 道路位置指定の申請書に添付を要する図面及び書類等

番号	申請書及び添付書類等	正	副	備 考
1	道路位置指定申請書	○	○	
2	附近見取図	○	○	
3	公図	○	○	副は写しで可
4	地籍図（実測図）	○	○	
5	敷地計画図	○	○	
6	排水計画図	○	○	
7	道路横断図	○	○	
8	道路縦断図	○	○	
9	高低測量図	○	○	
10	承諾書（所有者、権利者及び道の管理者）	○	○	副は写しで可
11	印鑑登録証明書	○	○	副は写しで可
12	登記簿謄本	○	○	副は写しで可
13	関係法令に基づく許可書等	○	○	正副共写しで可
14	委任状	○		
15	写真	○		A4 の用紙に貼る